

情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況と 市政情報コーナーについてのお知らせ

大切に使う 大切に守る わたしの情報 市の情報

市には、保有するさまざまな情報を市民の皆さんの請求に応じて公開・開示する制度があります。この「情報公開制度（情報公開請求）」と「個人情報保護制度（自己情報開示請求）」の2つの制度の利用状況をお知らせします。

問い合わせ 行政管理課（内線363）

●令和3年度の利用状況

	情報公開制度 決定件数	個人情報保護制度 決定件数
全部公開	23件	6件
部分公開	8件	25件
非公開	3件	0件
情報不存在	4件	4件
取り下げ	1件	0件
合計(延べ件数)	39件	35件

情報公開に関する審査請求0件、
自己情報開示に関する審査請求0件

個人情報保護法の正しい理解を深めましょう

個人情報の提供により、生活のさまざまなサービスを受けますが、その一方で、予期せぬ取り扱いを受けることもあります。個人情報保護法は、事業者が個人情報を収集する場合、その利用の目的をできる限り特定しなければならないと定めています。利用目的や利用方法を必ず確認し、理解した上で個人情報の提供を行いましょ。また、法律の趣旨が誤解され、必要な個人情報の利用・提供を拒むなどの過剰な反応には気を付けましょ。



市政情報コーナーをご利用ください！

「市政情報コーナー」では、予算書や計画書、議会の会議録などの図書や、公民館だよりなどの各公共施設の発行物、傍聴できる会議日程、パブリック・コメントを募集している案件など、さまざまな市の情報を閲覧できます。お気軽にご利用ください。



市役所2階 会計課前

人権について
考える

心豊かに安心して暮らせる
人権尊重社会を目指して



私たちの身の回りには、インターネット上での誹謗中傷、女性や障害者、高齢者、外国人などに対する偏見や差別など、さまざまな人権課題が存在しています。正しい知識を身に付け、誤解や偏見を解消し、互いに尊重し合い、全ての人々が幸せに暮らせる社会を目指ましょ。

問い合わせ 行政管理課（内線393）

全国水平社の創立から 100年を迎えました

1922(大正11)年3月3日に、京都で部落差別の解放を目指した「全国水平社」が結成されました。創立宣言は、人間の尊厳・自由・平等の理念に基づいて差別・抑圧と闘い、全ての人間の解放を目指すことを明らかにしていることから、「日本で最初の人権宣言」とも言われています。

平成28年には部落差別解消推進法が施行され、部落差別の存在が明記されました。今日でも、各団体や行政が部落差別の解消に向けた取り組みを進めており、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指しています。

人権に関する3つの法律

平成28年に差別の解消を目的とした3つの法律が施行されました。私たち一人ひとりが正しい知識と問題意識を持って行動することが大切です。

- 1 障害者差別解消法
- 2 ヘイトスピーチ*解消法
- 3 部落差別解消推進法

*特定の民族や人種、国籍などの方々に対するの不当な差別的言動